

下水道使用水量の減量認定について

下水道使用料の算定根拠となる下水道使用水量（排除汚水量）は、通常、水道等の使用水量と同量としていますが、事業用途での使用水で、水道等使用水量と排除汚水量が著しく異なる場合、申請により、排除汚水量の認定（減量認定）をしています。

1 対象となる水の用途

工場や事務所などの事業所が使用する水で、次のいずれかに該当すること。

- 原料の一部として使用するもの（製品）
- クーリングタワー及びボイラーに使用するもの（蒸散）
- 散水に使用するもの（地下浸透）
- その他市長が認めるもの

2 減量認定の基準水量

減量水量（下水道へ排除されない水量）が、次のいずれかに該当すること。

- 減量水量が、年間使用水量の20%以上、かつ、減量水量が年間120m³以上
- 減量水量が、年間600m³以上

なお、使用期間が1年に満たない場合は、次のいずれかに該当すること。

- 使用期間の減量水量が、全使用水量の20%以上、かつ、期の減量水量が平均20m³以上
- 期の平均減量水量が、100m³以上。

※事業開始時など前年度の実績水量がない場合は、使用水量や減量水量を明確かつ合理的に見積もりしてください（見積もり積算資料は申請時に添付）。

3 給水計量器（メーター）の設置

減量水量を計量するために設置するメーターは、次のとおりとすること。

- (1) 蒸発、飛散、地下浸透又は公共用水路等へ排除する設備の給水管又は下水道へ排除する設備の給水管に、使用者の負担において設置すること。
- (2) 下水道へ排除されない水の量又は公共下水道へ排除される水の量が明確に把握できること。
- (3) 計量法による検定に合格し、有効期限内のものであること。

また、減量認定を受けたのちは、以下の点を遵守すること。

- (4) 計量法による検定満期までに交換すること
- (5) 故障した場合は速やかに修理等を行い、報告すること
- (6) 更新・廃止・休止をする場合は、速やかに届け出し、本市の指示に従うこと

4 減量認定の期間

認定期間は、決定日から年度末を期限とします。

ただし、年度実績が認定基準に適合するときは、次年度も減量認定を継続します（再申請は不要）。

年度実績が認定基準に適合しなくなったときは、認定取消となります。

5 減量認定の申請・決定・水量申告

- ① 事前協議 使用者は給水・排水管路図面（給水計量器設置予定場所明記）を下水普及課に持参し、減量認定に関して事前協議を行う。
- ② 申請 使用者は「給水計量器設置申請書兼下水道使用水量減量認定申請書」に次の書類を添付して下水普及課に提出する。
 - ・ 平面図（位置図）
 - ・ 給水・排水管路図面（給水計量器（減量用）設置予定場所明記）
 - ・ 給水計量器（減量用）仕様書
 - ・ 減量水量の算出根拠資料
 - ・ その他申請に必要な資料
- ③ 審査・設置承諾 市は申請の内容を審査し、適正であれば「給水計量器（減量用）設置承諾書」を交付する（申請書を提出して約2週間後）。
- ④ 給水工事申請 使用者は水道局水道サービス課に給水工事（給水計量器（減量用）設置工事）の申請を行う。その際、水道局許可確認票を水道局に提出し、確認印を受領する。
- ⑤ メーター設置工事と写真撮影 使用者は給水計量器（減量用）を設置し、設置状況、指針等の写真を撮影する。
- ⑥ 水道局許可確認票・設置状況写真の提出 提出使用者は水道局許可確認票と給水計量器（減量用）の写真を市へ提出する。
- ⑦ 減量認定の決定 現地調査等を行い、適正であれば「下水道使用水量減量認定決定通知書」を交付する。
- ⑧ 使用水量の申告 使用者は期の末日から起算して7日以内に「下水道使用水量申告書」を下水普及課へ提出する。（2か月ごと）

【上記手続きのフロー】

